

森林環境税

県民税均等割額に下記の額を上乗せ(超過課税)して納めていただきます。

個人

年額 **500円**

- 県内に住所がある方^{*1}
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方^{*1}

法人

均等割額の**5%**^{*2}

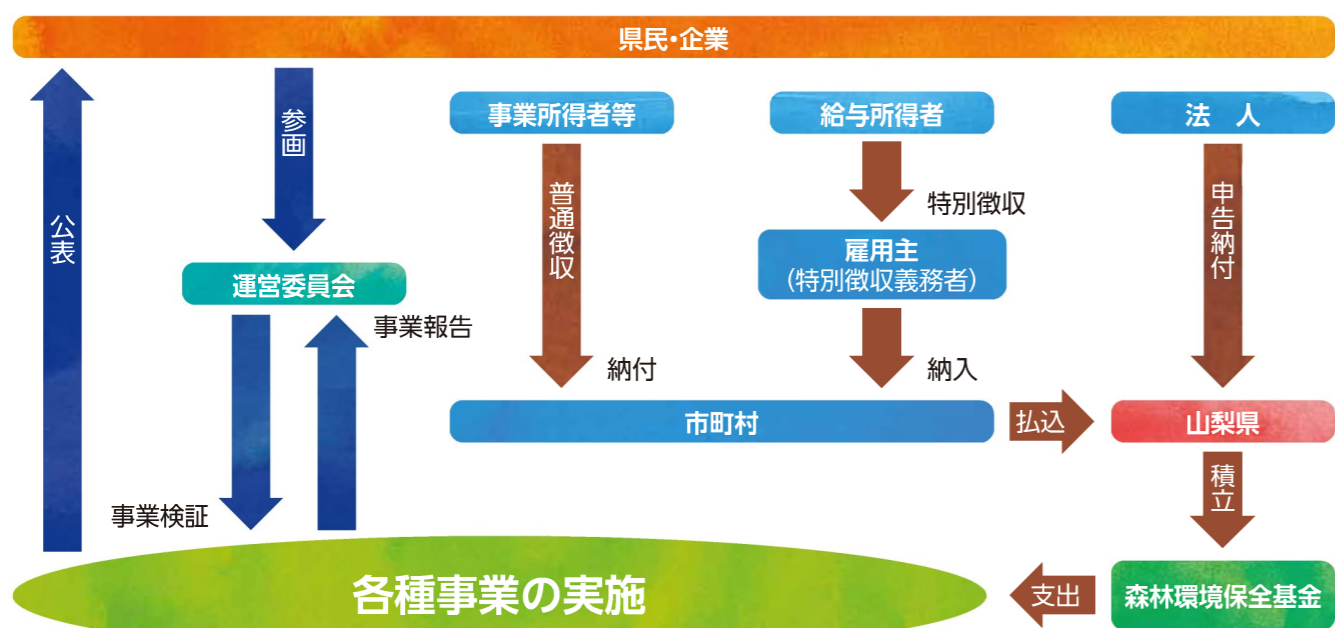
- 県内に事務所、事業所、寮等をもっている法人等

- ^{*1} 次の方には課税されません。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - 前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
 - 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

^{*2} 平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税対象となります。

森林環境税の仕組み

下記の図は森林環境税による事業の流れを示しています。



- 個人の方については個人県民税として、法人等については法人県民税として納めていただきます。
- 森林環境税による税収は、森林環境保全基金へ積み立て、透明性を確保します。
- 運営委員会を設置し、事業の検証を行い、広く意見を反映できる仕組みとします。

お問い合わせ

税を活用した事業について

山梨県庁森林環境部森林環境総務課 … 055-223-1634
 中北林務環境事務所 … 0551-23-3089 峡南林務環境事務所 … 055-240-4168
 峡東林務環境事務所 … 0553-20-2722 富士・東部林務環境事務所 … 0554-45-7813

税の仕組みについて

山梨県庁総務部税務課 … 055-223-1387

やまなし森づくり

検索

山梨県



森林環境税を使った取り組み



山梨の77.8%を覆う森林は、山梨に降りそぐ光と水を
 受け止め、私たちの暮らしを支えています。
 山梨の森林を健全な姿で未来に引き継ぐための新たな
 取り組みに、森林環境税は役立てられています。